

(案)

議員提出による政策条例の
フォローアップ
ヒアリング結果について

平成26年8月26日

目次

1. 「議員提出による政策条例のフォローアップ」の概要

「議員提出による政策条例のフォローアップ」の考え方	・・・	3
実施フローのイメージ	・・・・・・・・・・・・・・・・	4
フォローアップの対象となる条例の選定方法	・・・	5

2. ヒアリング結果について

第2回 政務調査委員会の概要	・・・・・・・・・・・・・・・・	7
ヒアリング結果（本条例の運用状況について）	・・・	8
今後の対応（案）	・・・・・・・・・・・・・・・・	9
〔参考〕主なヒアリング内容	・・・・・・・・・・・・・・・・	10

1. 「議員提出による政策条例の フォローアップ」の概要

■ 大阪府議会基本条例〔抜粋〕

(監視機能の充実)

第12条 議会は、知事等の事務執行について、調査及び監視をする責務を有する。

2 議会は、会議における審議等を通じ、府民に対し、知事等の事務の執行についての評価を明らかにするものとする。

「議員提出による政策条例のフォローアップ」とは：

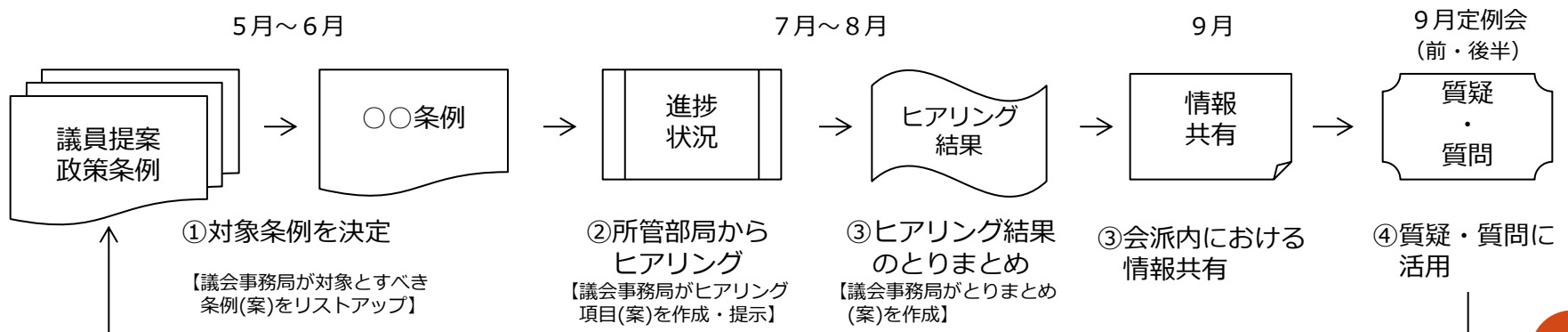
⇒ 議員提案により制定された政策条例に基づく施策・事業の進捗状況等の条例運用状況について、提案者たる議員（議会）自らが、制定の趣旨、経緯等を踏まえチェックを行うもの。

※ 議会改革検討協議会から議会運営委員会に対する報告「議会機能の充実強化に向けた協議結果について」に基づき、政務調査委員会において前年度から実施。今年度についても引き続き実施することが5月13日の議会運営委員会理事会において確認されている。

----- 実施フローのイメージ -----

予算への反映に可能なスケジュールで、議会全体としてのチェック機能が発揮できることを前提に、議員提出による政策条例の協議調整の場である「政務調査委員会」において機動的に調査を実施することとして、以下のとおり制度設計イメージを整理

- ① 議員提案で成立した政策条例のうち、どの条例を対象とするか、「政務調査委員会」における協議により決定
 - ② 対象となった条例の運用状況（知事等が実施する施策・事業の進捗状況等）を調査することを基本とし、その他の調査項目については、「政務調査委員会」で協議の上、所管部局からヒアリングにより把握
 - ③ ヒアリング結果は事務局がとりまとめ、各会派内において情報を共有
 - ④ 議員（会派）は、ヒアリング結果を本会議、委員会等での質疑質問に活用し、府議会全体としてチェック機能を発揮
 - ⑤ 条例改正等が必要と判断される場合は、「政務調査委員会」で改めて協議
- ➔ 議会事務局は「政務調査委員会」の運営を通じて会派・議員をサポート



⑤必要に応じ条例改正等について協議

———— フォローアップの対象となる条例の選定方法 ————

- (1) 議会基本条例制定後の、古い条例から順に選定
- (2) 政務調査委員会で検討し、全会派が一致して可決したものから選定
- (3) 一定期間経過後に規定内容を見直すことを定めた条例については、対象から除く

《参考》議員提出による政策条例（議会基本条例施行以降）

- ★大阪府事業者等による地域のまちづくりの促進に関する条例（平成21年5月定例会／H21.5.29施行）
- ★大阪府中小企業振興基本条例（平成22年5月定例会／H22.6.15施行）
- ★大阪府子どもを虐待から守る条例（平成22年9月定例会／H23.2.1施行）
- ★大阪府がん対策推進条例（平成23年2月定例会／H23.4.1施行）
- ★大阪府の施設における国旗の掲揚及び教職員による国歌の斉唱に関する条例
（平成23年5月定例会／H23.6.13施行）
- ★大阪府監査委員条例の一部を改正する条例（平成23年5月定例会／H23.6.13施行）

⇒⇒ 今年度は「大阪府子どもを虐待から守る条例」を選定

2. ヒアリング結果について

第2回 政務調査委員会（議員提出による政策条例のフォローアップ）の概要

- 日時：平成26年7月29日（火） 午後1時40分～午後3時6分
- 場所：第2委員会室
- 議題：大阪府子どもを虐待から守る条例の運用状況について
- 出席委員：委員長 永野 孝男（維み）
委員 置田 浩之（維み）、八重樫善幸（公明）、宗清 皇一（自民）、
中村哲之助（民主）
オブザーバー 堀田 文一（共産）、中野まさし（無所）
- 所管部局（福祉部）出席者：
三ツ石子ども室長、森田子育て支援課長、
佐藤家庭支援課長、薬師寺家庭支援課参事
- 内容：「大阪府子どもを虐待から守る条例」の運用状況について、ヒアリングを行った。

1 ヒアリング結果（本条例の運用状況について）

【総論】

- 府への児童虐待の相談件数は全国の伸び以上に著しく増加し、平成25年度は本条例制定前の平成21年度に比べ約2倍となっている。
 - ・ CM等による府民への呼びかけが積極的に行なわれている。なお、施設入所や里親委託などの措置件数はほぼ横ばいである。
- 子ども家庭センターの体制は強化が進められており、相談件数の大幅増に向けた今後の在り方についても検討が行われている。
 - ・ 国の地方財政措置による基準以上のケースワーカーが配置されており、今後の在り方についてもデータの収集に努め意見交換が行なわれている。

【各論】

- 本条例に定める4つの柱（発生予防、早期発見・早期対応、保護・支援、人材等の育成）の下、市町村等と連携するなど関係部局で様々な施策が展開されている。
 - ・ 家庭の子育てを支援することで虐待を未然に防ぐとともに、虐待のおそれがあると認められた場合には、個々のケースに応じた指導が行なわれている。

2 今後の対応（案）

- ◆ 本条例については、条例の基本理念を基に、概ね適切に運用されていると言える。
- ◆ 本条例に沿った今後の施策展開については、フォローアップの結果を踏まえ、下記の点に十分留意した運用となるよう、議会は引き続きその状況をチェックするとともに、定例会等において、理事者側に対し適宜注意喚起を行うこととする。
 - * 相談件数増については、府民の意識向上が大きな要因と考えられるが、引き続き注視するとともに、重篤化に至らないよう必要な対策を一層進めること。
 - * 子ども家庭センターの職員体制については、相談件数増を踏まえ、その適正な配置の検証に努めること。
 - * 虐待の発生を未然に防ぐため、虐待に至った個々のケースを分析・調査し、今後の施策に活用すること。

	議員からの確認事項	部局の説明
【総論】		
対応状況	府の児童虐待相談対応件数は年々増加しているが、これをどのように考えるべきか。	CMでの呼びかけなどにより早期通告が府民に浸透した結果だと考えている。
〃	虐待種別では心理的虐待の増加が著しいが、その要因は何か。	面前DV(子の面前での夫婦間DV)により警察が通告してくるケースが増えていることや、乳児の泣き声通報が心理的虐待としてカウントされることがその要因だと考えている。
〃	安全確認後の一時保護や施設入所措置に当たって親権者とのトラブルにつき、どのように対処しているか。	状況と今後のスケジュールについて説明し、理解を得るよう努めている。
〃	一時保護は虐待以外の要因によることもあるようだが、どのような場合か。	非行などにより家庭での養育が困難な案件が含まれる。
〃	一時保護などの判断が、誤認に基づくものであったことはないか。	一時保護したが虐待に該当しないことが後に判明するケースは乳幼児などでごく稀にあるが、ほとんどは関係機関の調査により蓋然性があるものとして行われている。

	議員からの確認事項	部局の説明
【総論】		
取組 体系	子ども家庭センターの体制はどのようなものか、また現状で十分といえるか。	平成22年度で264人だったものを、25年度では316人にまで増員している(一時保護所含む)。また、データの収集等に努め、これからの子ども家庭センターの在り方について意見交換を行っている。
〃	市町村との連携が欠かせないが、その体制をどの程度把握しているか。	平成25年度現在で41市町村合わせ224人で対応している。市町村により人数にばらつきがあって、多いところで17人、少ないところで2人であり、専任のところもあれば兼任を含むところもある。
その他	虐待の発生と家族の構成・生活水準等の因果関係について調査し、年次報告書に記載すべきではないか。	適切な支援・指導につなげるため、傾向(事例)を知ることは重要だと考える。なお、公表については、特定の属性を有する家庭に対する偏見につながらないよう慎重にする必要がある。

	議員からの確認事項	部局の説明
【各論】		
発生 予防	発生予防に力を入れ、早い時期に手を打つことが重要だが、今後、府としてどのように取り組んでいくべきと考えるか。	社会環境の変化により、地域で家庭の子育てを支援する力が弱くなっている。府としても、市町村の事業であるが、例えば保育所の職員が地域に出向き、在宅の母親に声かけするようなアウトリーチによる子育て支援の取組を地域福祉・子育て支援交付金により支援している。今後も様々な取組を行っていく。
早期発 見・早期 対応	医療機関や学校等の機関の理解、啓発のために、府としてどのような取組を行っているのか。	子ども家庭センターの職員を講師とする保育所、学校、医療機関向けの研修を継続して実施している。医療機関や教育機関等との連携を進め、協力関係を築いている。
保護 支援	虐待をした親権者への支援にも尽力すべきであるが、例えば家族再統合支援事業の対象はどのような判断に基づくものか。	この事業で実施しているプログラムは、ほぼ一年にわたる濃密なもので、親権者の強い決心が必要不可欠となっている。このほか、児童の保護者には、個々のケースに応じた指導を行っている。